

中小製造業設備投資等助成

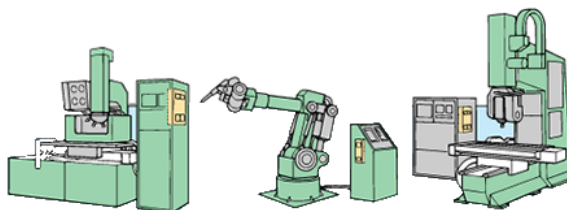
追加募集を行います！

6月15日(金)をもって、市内中小製造業の設備投資に対する助成「平成30年度横浜市中小製造業設備投資等助成制度」の申請受付を締め切りましたが、生産性向上特別措置法の施行等を踏まえ、本市としてもさらなる生産性向上につながる設備投資の促進と市内経済の発展を後押しするため、

9月14日(金)まで、先着順で追加募集を行います。

是非この機会に、制度の利用をご検討ください。

1 申請受付の方法



(1) 交付申請の方法

①受付期間（事前相談、交付申請書）

平成30年7月13日(金)～平成30年9月14日(金)

②事前相談の実施（必須） 交付申請書の提出前に、事前相談を行います。（電話予約制）

【予約先】経済局ものづくり支援課 設備投資担当 電話：045-671-2597

③交付申請書の提出 書類一式が整ったら、ものづくり支援課に持参します。（電話予約制）

※平成30年12月28日(金)までに対象設備の導入と操業を開始し、実績報告書を提出できることが条件です。

※交付申請書類のすべてが揃っていない場合は受理できません。

※先着順で交付申請書類の提出を受け付けます。最終受付期限は平成30年9月14日(金)としますが、期限前であっても**交付申請額の合計が予算額に到達した時点で、受付を終了します。受付の終了については、経済局ホームページに掲載します。**

(2) 注意事項

事前相談のお申込み前に、「募集案内」を経済局ホームページからダウンロードし、必ず、対象要件と必要書類等をご確認ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shien/seizou/koujyou/setubitoushi.html>

横浜市 設備投資

検索

2 追加募集の予定金額

約 1,500 万円

裏面あり

3 助成対象の事業

	助成対象となる 事業費の下限		助成率		助成 限度額
設備 投資 型	200 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー利用の効率化に資するもの ・ 新規事業展開に係るもの（SBIR の交付または認定に係る事業）※³ 	対象経費のうち 2,000 万円以下の分	対象経費の 30%	1,000 万円
			対象経費のうち 2,000 万円を超える分	対象経費の 20%	
			上記のいずれにも該当しないもの		
IoT 等を用いた 工場の見える 化に資する投資 ※ ¹ 、※ ²	100 万円	—	対象経費のうち 2,000 万円以下の分	対象経費の 30%	1,000 万円
			対象経費のうち 2,000 万円を超える分	対象経費の 20%	
操業環境改善 に資する投資	100 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音、振動、臭気等が低減する生産設備※¹ ・ 騒音、振動、臭気等を低減させるための機器及び建屋内等の改修 	対象経費のうち 2,000 万円以下の分	対象経費の 30%	1,000 万円
			対象経費のうち 2,000 万円を超える分	対象経費の 20%	

(※1) 設置工事費には、10%の助成率が適用されます。

(※2) IoT 等の導入にかかるコンサルティング費用には、10%の助成率が適用されます。

(※3) 以下のものを製造するための投資をいいます。ただし、当該助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年以内のものに限ります。

- ・ 「横浜市中小企業新技術・新製品開発促進事業（SBIR）」により助成金の交付を受け、開発した製品
- ・ 「横浜市販路開拓支援事業（SBIR）」により助成金の認定を受けた製品

お問合せ先		
経済局ものづくり支援課長	中村 隆幸	Tel 045-671-3839